

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 西川 孝 様 あて名 〒160-0023 日本国東京都新宿区西新宿7丁目5番25号 西新宿木村屋ビルディング9階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年)	13.05.2014
出願人又は代理人 の書類記号 0184SP352998		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2014/060460	国際出願日 (日.月.年) 11.04.2014	優先日 (日.月.年) 26.04.2013	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04S5/02(2006.01)i, H04R3/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ソニー株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 30.04.2014			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 菊池 充 電話番号 03-3581-1101 内線 3589	5Z	4545

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a. 提出手段  紙形式  
 電子形式
  - b. 提出時期  出願時の国際出願に含まれていたもの  
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの  
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-8	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-8	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1:JP 2013-510481 A

(ブラウンホーファー・ゲゼルシャフト・ツール・フェルデルング・デル・アンゲヴァンテン・フォルシュング・アインゲトラーゲネル・フェライン)2013.03.21, 全文, 全図

& US 2012/0237062 A1 & WO 2011/054876 A1

文献2:JP 2008-17117 A (日本放送協会) 2008.01.24, 全文, 全図

文献3:WO 2011/117399 A1 (トムソン ライセンシング) 2011.09.29, 全文, 全図

& JP 2013-524564 A & US 2013/0010971 A1 & EP 2553947 A

& AU 2011231565 A & CN 102823277 A & KR 10-2013-0031823 A

請求項1-8に係る発明は国際調査報告に引用された文献1-3のいずれの文献にも記載されておらず、当業者によって自明なものでもない。

文献1には、仮想音源に関連するオーディオ信号に基づいてスピーカ設備のスピーカの駆動信号を供給する装置において「多チャンネルレンダラー820へと接続されたスピーカ決定器810を備えている。スピーカ決定器810は、仮想音源の位置802を中心とする可変角度範囲内に位置するスピーカ設備の関連スピーカ812のグループを決定する。可変角度範囲は、仮想音源の位置802と所定のリスナー位置804との間の距離に基づく。多チャンネルレンダラー820は、決定された関連スピーカ812のグループについて駆動係数を計算する。さらに、多チャンネルレンダラー820は、計算された駆動係数および仮想音源のオーディオ信号806に基づいて、関連スピーカ812のグループに対しては駆動信号822を供給するが、関連スピーカ812のグループのスピーカ以外のスピーカに対しては、仮想音源に関する駆動信号822を供給しない。このため、例えば仮想音源の位置情報802(例えば座標)及び所定のリスナー位置の位置情報804がスピーカ決定器810へと供給され、仮想音源のオーディオ信号806が多チャンネルレンダラー820へと供給される」(段落[0108],[図8]参照。)ことが記載されている。

文献2には、奥行き方向の音像定位を改善することのできる音像形成装置において「聴取位置Gを中心とする半径riの球面に沿って配置された3個以上のスピーカにより構成されるスピーカ層111、112・・・を少なくとも2層含む音響信号出力手段11と、音響信号の定位位置Sを指定する定位位置指定手段12と、音響信号出

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

力手段 1 1 に含まれるスピーカの配置情報であるスピーカ配置情報を記憶するスピーカ配置情報記憶手段 1 3 と、定位位置 S およびスピーカ配置情報に基づいて定位位置 S に音像を形成する音像形成音響信号を生成して音響信号出力手段 1 1 に出力する音像形成音響信号生成手段 1 4 とを含む。音像形成音響信号生成手段 1 4 は、音像形成音響信号を放射するスピーカをスピーカ層ごとに選択するスピーカ選択手段 1 4 1 と、スピーカ選択手段 1 4 1 により選択されたスピーカが出力する音像形成音響信号の出力レベルを決定する出力レベル決定手段 1 4 2 と、スピーカ選択手段 1 4 1 により選択されたスピーカが出力する音像形成音響信号の遅延時間を決定する遅延時間決定手段 1 4 3 と、スピーカ選択手段 1 4 1 により選択されたスピーカに遅延時間遅延した出力レベルの音像形成音響信号を音響信号出力手段 1 1 に出力する音像形成音響信号出力手段 1 4 4 とを含む」(段落[0025]-[0026], [図 1]参照。)ことが記載されている。

文献 3 には、オーディオ音場表現をデコードする方法および装置において「複数のスピーカーのそれぞれについて、それらのスピーカーの位置 1 0 2 (L はスピーカーの数) および複数の源方向 1 0 3 (S は源方向の数) に基づいて幾何学的方法を使ってパン関数 W を計算する段階 1 1 0 と、前記源方向および前記音場表現の与えられた次数 N からモード行列  $\Xi$  を計算する段階 1 2 0 と、前記モード行列  $\Xi$  の擬似逆モード行列  $\Xi^+$  を計算する段階 1 3 0 と、前記オーディオ音場表現  $SF_0$  をデコードしてデコードされたサウンド・データ  $AU_{dec}$  が得られる段階 1 3 0、1 4 0 とを含む。前記デコードは、少なくとも前記パン関数 W および前記擬似逆モード行列  $\Xi^+$  から得られる (1 3 5) デコード行列 D に基づく。ある実施形態では、擬似逆モード行列は  $\Xi^+ = \Xi^H [\Xi \Xi^H]^{-1}$  に従って得られる。音場表現の次数 N はあらかじめ定義されていてもよいし、あるいは入力信号  $SF_0$  から抽出 1 0 5 されてもよい」(第 6 頁第 8 行-20 行目, [Fig. 1] 参照。)ことが記載されている。

しかしながら、文献 1-3 のいずれの文献にも請求項 1-8 に係る発明が有する「4 以上の音声出力部と、目標とする音像定位位置近傍に位置する 4 以上の音声出力部のうちの 2 または 3 の前記音声出力部の組み合わせについて、互いに異なる複数の前記組み合わせごとに、前記音声出力部の位置関係に基づいて前記音声出力部から出力させる音声のゲインを算出することで、前記音像定位位置に音像を定位させるための、前記 4 以上の前記音声出力部から出力させる音声の出力ゲインを求めるゲイン算出部と、を備える」ことは記載されておらず、それにより請求項 1-8 に係る発明は「目標とする音像位置の周囲に位置する 4 つのスピーカから音声出力されるようになり、音像の定位をより安定させることができるようになる。その結果、スイートスポットの範囲をより拡大させることができる」という有利な効果を発揮する。